

※この条例は平成 30 年 4 月 1 日付けで失効しています。

高知県緊急間伐推進条例をここに公布する。

○高知県緊急間伐推進条例

(平成 14 年 12 月 27 日条例第 56 号)

改正 平成 20 年 3 月 25 日条例第 21 号 平成 25 年 3 月 29 日条例第 27 号

高知県緊急間伐推進条例

森林は、木材の生産はもとより、今や人類にとって最も重要な環境問題のひとつである地球温暖化の防止をはじめ、自然環境の保全、県土の保全、水源のかん養などの多面的機能を有しており、私たち高知県民は大きな恩恵を受けている。

高知県は、山地の多さや温暖多雨な気候といった自然環境を生かし、積極的にスギやヒノキの造林に取り組んできた結果、現在では多くの人工林が造成され、全国有数の森林県となっている。

そして、県内の森林の多くは、資源としての成熟度を増し、その経済的な価値の発揮が期待される段階に至っている。

しかしながら、山村の過疎化や高齢化による林業労働者の減少、長引く木材価格の低迷など、森林、林業を取り巻く極めて厳しい情勢の中、間伐をはじめとする適正な手入れが十分に行われない人工林が増加し、森林の多面的機能の低下や災害の発生が懸念されている。

こうした状況を踏まえ、ここ数年の間に緊急に適正な間伐を実施し、地球温暖化の防止をはじめとする森林の多面的機能を持続的に発揮させることが、森林所有者等のみならず私たち高知県民にとっての緊要な課題である。

ここに間伐の重要性が認識され、県、市町村、森林所有者等及び県民が一体となり、緊急に適正な間伐が推進されるよう、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、間伐の推進に関する基本理念を定め、県及び森林所有者等の責務並びに市町村及び県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、間伐の推進に関する施策を総合的、計画的かつ緊急に実施し、もって本県における地球温暖化の防止をはじめとする森林の多面的機能の持続的な発揮及び県民生活の安定向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 間伐 スギ又はヒノキの人工林において、林木の一部を伐採して密度を調整し、育成を助け、森林の多面的機能の維持増進を図るための行為をいう。
- (2) 間伐材等 間伐により産出された木材その他の県内に所在する森林から産出された木材をいう。
- (3) 森林の多面的機能 地球温暖化の防止、自然環境の保全、県土の保全、水源のかん養、林産物の供給等の森林が有する多面にわたる機能をいう。

(4) 森林所有者等 県内に所在する森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者（森林組合及び森林組合以外の木材生産業者等を含む。）で国、県及び市町村以外のものをいう。

（基本理念）

第3条 間伐は、森林の多面的機能を発揮するうえにおいて重要であることから、森林所有者等及び県民の理解を深めながら推進されなければならない。

2 間伐は、森林所有者等、県、市町村及び県民の適切な役割分担と緊密な連携のもとで推進されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、間伐の推進に関する施策を策定し、緊急に実施するものとする。

2 県は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、国及び市町村と緊密な連携を図らなければならない。

（市町村の役割）

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、当該市町村の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた間伐の推進に関する施策の策定及び実施に努めるとともに、県が実施する間伐の推進に関する施策に協力するものとする。

（森林所有者等の責務）

第6条 森林所有者等は、その森林の現況を把握するとともに、適正な間伐を実施するよう努めるものとする。

2 森林所有者等は、県及び市町村が実施する間伐の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第7条 森林組合は、森林所有者等の間伐の実施に係る合意形成、間伐作業地の集団化、作業路網の整備、間伐材等の搬出その他間伐を円滑に実施するための取組を積極的に行うよう努めるものとする。

2 森林所有者等から委託を受けて間伐を行う森林組合以外の木材生産業者等は、前項に規定する取組に積極的に協力するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第8条 県民は、間伐の重要性についての理解を深め、県及び市町村が実施する間伐の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（緊急間伐推進計画）

第9条 知事は、間伐の推進に関するすべての施策を総合的、計画的かつ緊急に実施するため、高知県緊急間伐推進計画（次項において「緊急間伐推進計画」という。）を定めなければならない。

2 知事は、緊急間伐推進計画の策定に当たっては、地球温暖化の防止を図るため、森林による二酸化炭素の吸収量の確保に配慮するものとする。

(森林所有者等及び県民の理解の促進)

第10条 県は、間伐の重要性について、森林所有者等及び県民の理解を促進するために、間伐に関する情報提供、啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(間伐に関する技術の普及等)

第11条 県は、森林所有者等が行う間伐を促進するため、間伐に関する技術の普及、作業路網の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(利用間伐の促進)

第12条 県は、森林資源の成熟に応じた利用間伐（伐採した林木を利用するために搬出する間伐をいう。）を促進するため、間伐作業地の集団化、作業路網の整備、機械化の促進その他林木の搬出条件の整備に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(間伐材等の利用)

第13条 県は、間伐材等の利用拡大が間伐の推進において重要な役割を果たすことから、自らが実施する公共工事において、間伐材等の利用に努めるものとする。

2 県は、間伐材等の利用を促進するため、調査、研究、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、県民等（県民及びその組織する団体並びに事業者をいう。次条において同じ。）による自主的な活動を支援するように配慮するものとする。

4 県民は、間伐材等が利用されることの意義を理解し、その利用に努めるものとする。

(県民等の参加と協働)

第14条 県は、間伐の推進及び間伐材等の利用を促進するため、県民等の参加と協働に努めるものとする。

2 県は、前項の参加と協働を推進するため、間伐及び間伐材等の利用における創意ある活動等に対して表彰等を行うとともに、県民等による自主的な活動の支援に努めるものとする。

(人材の育成及び確保)

第15条 県は、間伐の実施を担うべき人材を育成及び確保するため、就業の促進、教育及び研究の事業の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、間伐の推進に関する施策を緊急に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
(この条例の失効)
- 2 この条例は、平成 30 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則（平成 20 年 3 月 25 日条例第 21 号）
この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日条例第 27 号）
この条例は、公布の日から施行する。